本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第七号）（総務省）

1　事業所税の課税団体として、新たに、高崎市を指定することとした。（第五六条の一五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇河川法施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（国土交通省）

1　都道府県知事が許可する従属元の水利使用（特定水利使用以外の水利使用）に従属する発電による水利使用について、特定水利使用から除外することとした。（第二条関係）

2　特定水利使用の対象外とされた従属発電による水利使用のうち、準特定水利使用（取水量が一定規模以上の水利使用等）に従属する水利使用について、準特定水利使用として位置づけることとした。（第二〇条の二関係）

3　この政令は、平成二三年三月一日から施行することとした。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第九号）（国土交通省）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第五二号）の施行期日は、平成二三年五月一日とすることとした。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（国土交通省）

1　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づき、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水のそれぞれの土砂災害の発生原因について、緊急調査を行うべき重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況を定めることとした。（第八条関係）

2　法第二七条第一項に基づき、緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象として、土石流及び河道閉塞による湛水を定めることとした。（第九条関係）

3　この政令は、平成二三年五月一日から施行することとした。

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「前橋市」の下に「、高崎市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　**直**人

河川法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第八号

河川法施行令の一部を改正する政令

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第三十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「もの」の下に「。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一万人未満の水道のためにするもの

(2)　取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの

(3)　取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの

(4)　発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの

第二十条の二第三号中「水道」を「発電、水道」に改め、同条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

附　則

この政令は、平成二十三年三月一日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　**直**人

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年五月一日とする。

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　**直**人